

戦前日本における別学の諸相と 女子の標準的進学経路図に関する研究ノート

井上 恵美子・伊藤 めぐみ¹⁾

はじめに

戦前日本では、尋常小学校以外は全ての学校が別学であった。進学経路も多くの場合男女で異なっていた。本研究ノートは、旧学校制度における男女別学の実像の諸相を明らかにするために、「別学」に関する概念区分と男女別の「進学経路図」を仮説的に提出し、その有効性と限界を検証することを目的とする。

従来の女子教育史研究は総じて、「良妻賢母主義」等の思想やそれを支えるイデオロギー研究が中心であり、制度や実態に関する研究は少ない。

女子教育制度の実態を研究したのものとしてまず挙げられる桜井役『女子教育史』（増進堂、1943年2月）²⁾は、明治以降1943年までの近代諸学校への女子の入学状況等の実態を詳細に記述している。しかし、修業年限・進学経路についてはほとんど触れていない。また女子教育史研究の戦後の到達点を示す深谷昌志『増補 良妻賢母主義の教育』（黎明書房、1981年1月）は、1910年代までの近代女子教育の成立・展開過程を教育思想・制度・内容にわたって考察している。その中心課題は、小学校・高等女学校・実科高等女学校の「三層化問題」であり、他の諸学校における女子の問題に関しては、指摘はあっても分析の射程に入っていない。

高等女学校研究会編『高等女学校の研究—制度的沿革と設立過程—』（高等女学校資料集成別巻、大空社、1990年10月）は、各地の高等女学校史を精力的に収集し、広いめくばりのもとに、高等女学校の成立から戦後の再編までの制度と実態を検討したもので、高等女学校制度の変遷をトータルに概括した最初の著書といえる。しかし、視野を高等女学校に限定しているため、男子と対比した女子教育固有の問題に関しては論じていない。

村田鈴子『わが国女子高等教育成立過程の研究』（風間書房、1980年2月）は、女子の上級学校への進学問題という重要なテーマをもとりあげている。ところが、高等教育の研究でありながら、各大学の「学則」中の入学に関する規定を充分調べることなく、旧制大学への女子の入学を検討・考察している。そのために若干の混乱が生じ、旧制大学への女子入学に関する到達点が曖昧になっている。旧制大学への女子入学に関しては、佐々木享や高橋次義等によって、近年ようやく本格的な研究が進められるようになった³⁾。

「女子教育の事実に関する調査・研究が遅れている」⁴⁾と指摘されているように、女子教育制度

の総体としての特質を解明する研究は極めて不十分であり、領域によっては未開拓の分野も多い。やや大胆にまとめてみると、女子教育史の特質を男子の教育史との対比において考究する方法を採る研究がほとんどないところに、従来の研究の最大の弱点があるといえるのではなからうか。

1. 「標準的進学経路図」について

旧制学校制度は、周知のように非常に複雑であった。戦前教育制度の中での中学校と高等女学校との関係、女子に対する大学の入学制限等、女子が差別的な扱いを受け続けてきたこともよく知られている。しかし、そこに女子教育としての本質的な問題が含まれていたとしても、学校制度の一部分の問題としてしか扱われてこなかった。そこで筆者らは、進学経路を男女別に整理することによって、女子の進学経路を類型化・構造化するならば、旧学校体系のもとでの女子教育の位置付けを、より鮮明に析出することができるのではないかと考えた。

従来の教育学研究では、進学経路を明瞭に図示する努力はほとんどされてこなかった。例えば、多くの書物に転載されている『学制百年史』（文部省、1972年10月）所収の「学校系統図」では、学校の種類、大まかな修業年限と該当年齢はわかるが、学校間の複雑な接続関係は不明確である。とりわけこれらの図から男子と女子の進学経路が著しく異なっていたことを読みとることはほとんどできない。

そこで、本論文では、接続関係を軸に学校体系を図示している佐々木享『大学入試制度』（大月書店、1984年11月）212頁の図に学びながら、後述の時期区分に従って、男女別に「進学経路図」を作成した。なお佐々木・横山前掲書に「女子の進学経路の概念図」として1929～1934年の図を掲載したが、実態に即してより正確なものになるように努めた。

その特徴は、次の4点である。

第1に、男子の進学経路と女子の進学経路を別々の図にし、対比し得るようにしたことである。従来の研究で男女別の図が掲載されているものは、現段階の筆者らの調査では皆無である。

第2の特徴は、初等教育・中等教育・高等専門教育・大学の各段階に諸学校を区分し、その間に空隙を作ったことである。高等学校・専門学校を後期中等教育機関に分類する考え方もあるが、年齢と接続関係を基軸に高等専門教育機関とした。このようなグループ化と空隙を作ることによって、多数ある諸学校間の縦・横の関係を簡潔に整理することができる。

第3は、「標準年齢」を基準に図示したことである。ここでいう「標準年齢」とは、留年・浪人等による滞留をすることなく、法令に定められた基準によって諸学校に進学した時の年齢である。「標準年齢」をはるかに上回る年齢の学生・生徒が実際には多数存在したが、考察からは除外した。

第4の特徴は、進学経路を矢印で示したことである。これによって、複雑多岐にわたる進学経路を無理なく図示することができる。結論的にいえば、この方法によって、女子が大学にまで至ることの困難性ととともに、日本の旧学校制度は一つの学校から進学し得る学校が意外に多いという柔軟

性を持っていたことが明確となる。

なお、各学校を示すボックスの縦の長さは修業年限を示している。基本的には法令に拠っているが、例えば実業学校や専門学校のように実際の修業年限が多岐にわたるものは、実態に即して修正してある。それでもあらゆる実態を図示できるわけではないので、その点は本文で補足している。各学校を示すボックスの幅・面積は生徒数を表すわけではない。大学にいたる正規の進学経路は⇒で、可能ではあるが実際に進学した人が皆無又は少数の経路は---->で示し、その他の経路は→で示した。諸学校の「規程」によって定められた入学資格の一環として、中学校・高等女学校以外の学校からも、「専門学校入学者検定規程」による高等教育機関へ進学可能な経路が多数存在した。実態として、進学者が多数いた「専検規程」による経路はやはり→で示したが、進学者の実数が不明であったり、皆無または少数の経路は、矢印をひかなかった。卒業より1学年早く上級学校への入学が可能な場合には…で示した。なお、標準的進学経路を鮮明にするために、また図が煩雑になるのを避けるために、各学校の本科と大学学部を中心とし、大学院・各種学校等は除外し、短期課程の別科は必要最小限しか掲載していない。

制度改正の法令が発せられた直後に、実際の学校が一変するわけではない。多くの場合、新入生から学年進行で新制度を開始し、それ以前に入学した生徒が卒業するまでは旧制度も存続しているのが定例である。「標準的進学経路図」ではこの過渡期は除外してある。

2. 「別学」の概念

様々な教育学事典等を通覧すると、「(男女)共学」の項目はあるが、「(男女)別学」を項目にとりあげていないものはない。『広辞苑』（新村出編、岩波書店、第1版～第3版全て）そして『婦人問題辞典』（婦人問題辞典刊行委員会編、学習の友社、1980年5月）然りである。

事典等に見られる「別学」概念を検討する。まず(a)入澤宗壽『入澤教育辞典』（1932年6月）と(b)篠原助市『増訂 教育辞典』（1935年6月）には、「別学」という語は全く使用されていないことが注目される。「共学」の対概念としては「分離」を使用している。(c)城戸幡太郎他編輯『教育学辞典』（岩波書店、1938年5月）では、「分離」と「別学」の両者が使用されている。唯一「別学主義」の語が使用されているのは、実業学校を除く日本の中等学校と高等学校に関する記述の中である。一般的な「共学」ではない状況は「分離」、法令に基づいて男女が全く別の学校で学ぶ場合は「別学」と、両者を区別していると考えられるが、定義されていないので確証できない。第二次大戦後の事典等では、「共学」の対概念は全て「別学」である。

「共学」の定義も、戦前と戦後の事典によって異なっている。

(a)は「共学」を「男子及女子の被教育者を同一学舎に収容し、その個性及び学科の性質に鑑みて男女の分合を按配し、以て被教育者の必要及び社会の要求に最も適当なる教養を施す制度」と定義している。(c)も、「男女を同時に同所に於て同一教師により同一の方法を以て同一教科を教授学習せしむるの義」を「器械的平等」であるとして排斥し、入澤の定義を支持している⁶⁾。

戦後の事典は、いわば(c)が排斥した内容を「共学」の定義としている。「共学」の定義の戦前と戦後の違いは、教育制度の違いに規定されている。戦後は「教育基本法」の教育上の男女「共学」の原則が前提になっているといえるが、戦後の諸事典の「共学」の定義にも差異がある。戦後の「共学」の定義としては、有倉遼吉・天城勲『教育関係法 [II]』の「原則として、(1)同一の教室において、(2)同一の教科または学科に関して、(3)同一の教員により、(4)同一の方法・教材をもって、学校教育が実現せられること」(1958年、日本評論新社、pp.83-84)がある。しかし、筆者が通覧した教育学事典の中で、この定義と同一のものは 細谷俊夫他編集『新教育学大事典』(第一法規出版社、1990年7月)だけである。他の事典では、上記定義のうち(1)・(2)だけを挙げているものが一番多い (e)下中弥三郎『教育学事典』平凡社、1955年5月、(f)東洋『学校教育辞典』教育出版社、1988年6月等⁶⁾、ただし全て(2)を「教育課程」としている)。(g)海後宗臣他監修『教育経営事典』(帝国地方行政学会、1973年7月)では、(1)・(2)・(3)を挙げている。そして、「共学とは、男子にも女子にも同じ教育を同じ学校で同じ教科書を使って行うこと」という文部省の定義(文部省学校教育局『男女共学についての参考資料』1947年)によって、同一校舎内に男女を収容することが「共学」であるという考えが広まったと批判している。かたや「共学」の基準として「同一の学校」だけを挙げているのは、(h)細谷俊夫他編集『教育学大事典』(第一法規出版社、1978年7月)である。(1)~(4)全てを満たすものから、4つとも男女別のものまでを整理しているが、その全てを「共学」の範疇に入れている。

(h)を除く上記の全事典が、「同一の教科(または教育課程)」を「共学」の基準の一つにしている。ところが、戦後の「共学」に関する課題として、高校以上の男女別学校(級)については触れても、中学校及び高校の家庭科の女子必修に関しては指摘していないものが多い。教育を受ける機会の男女平等化という観点からしか「共学」が理解されていない、すなわち、男女の「特性」の違いを学校教育に持ち込むことを否定していないために、教科の男女の違い→家庭科が女子だけに必修となっていること→を問題視できないでいる。(e)と(h)では、男女の特性の違いを考慮して、「共学」に固執する必要はないと明言してさえいる。

男女の「特性」が問題にされるようになるためには、1979年国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」によって、固定的性別役割分担意識の克服をも課題とする時代を待たねばならなかった。

最初に問題にしたのは(i)であり、「学習内容が男女の性差を理由に区別されないことが重要」であるとし、「高等学校家庭科や中学校の技術・家庭科の共習化」の必要性を指摘している。「差別撤廃条約」に言及している点で注目には値するのは、(i)青木一他編『現代教育学事典』(労働旬報社、1988年10月)である。ここでは、「共学」の定義として(1)・(3)を挙げ、「共学」の範疇内ではあるが、「中学校の技術・家庭科の男女別編成」と「高校の『家庭科一般』女子必修」を問題とし、「差別撤廃条約」の趣旨にそって改められることになった経過に触れている。

以上のように、「共学」の定義は論者によって多様であり、その基準も様々である。戦後におい

てなお「共学」の定義・概念が定着しないのは、その時々教育現実と各研究者の女性問題に関する思想的立場に、「共学」の定義を合わせてきたことに問題があるように思われる。しかしより根源的には、「別学」の定義、範疇を確定しないまま、曖昧な「共学」の範疇で全てを解説しようとしていることに限界がある。

本研究では、「共学」の定義としては上記の有倉遼吉・天城勲説を支持し、「別学」とは「共学ではない全ての状態をいう」と定義する。とすると「別学」の範疇は非常に広範となるので、「別学」の概念区分を提起することが必要になる。

「別学」の概念区分作成に際しては、法令と実態における、①入学資格、②卒業後の進学可能な経路、③卒業時に授与される教員免許、④カリキュラムに関する男女差、そして、⑤男女分離の形態を指標とした。なお、官公立学校を基準として考える。私立学校にもこの概念を準用するが、私学の独自性によって「別学」にしている場合には該当しないこともあるからである。

男女「別学」の概念区分

女子入学禁止型：法令によって女子の入学を禁止している

女子入学拒否型：法令では女子入学を排除していないが、学校レベルで女子入学を許可していない

男女別学校型：同一の教育段階であるが、男女が別々の学校で学習する

差別的男女別学校型：卒業時に付与される資格や修業年限等によって、男女の学校間に歴然とした格差がある

対等男女別学校型：男女の学校間に格差はない

男女別コース型：同一の学校であるが、「女子部」等が設置されると、女子部以外に女子の入学が無くなる

差別的男女別コース型：男子部と女子部との間に、修業年限等に関する歴然とした格差がある

対等男女別コース型：男子部と女子部の間に格差はない

女子入学開放型：法令によっても学校レベルでも女子を排除していない

限定的開放型：入学資格の点で女子に制限がある

完全開放型：入学に際して男女の扱いが全く同一である。原理的には「共学」と同等

男女別学級型：同一の学校内で、男女別の学級で学習する

一部男女別カリキュラム型：一部のカリキュラム以外は「共学」である

3. 時期区分

図示した時期は、世紀転換期から、旧制諸学校が戦後の新学制に移行する直前までとし、この間

を6期に区分した。世紀転換期以前を除外したのは、学校体系自体が充分整備されておらず制度と実態が著しくかい離していること、また「標準年齢」を基準として図示することが困難であることによる。また戦後直後までとしたのは、戦後教育改革によって戦後の民主主義的な学校制度が形成される直前の状況を析出したいと考えたからである。こうして、旧学校制度の枠内での男女平等の可能性と限界を分析しすることが可能となる。時期区分の指標としては、上述の「別学」の諸タイプの出現・変化を採用しているため、結果として女子の進学経路の変化を軸としたものとなっている。

筆者らの採用した時期区分とその時期の「標準的進学経路図」の年代とを『学制百年史』の「学校系統図」の年代と対比すると以下ようになる。筆者らが採用した図で『学制百年史』にないものは、1929年と1946年の図である。この両年に、女子の進学経路に重要な変化があったことを筆者らが重要視した結果である。また1900年でなく1899年を、1944年でなく1943年を採用したのは、高等女学校が変化する年を明確に表現したいと考えたからにほかならない。

筆者らの時期区分	『学制百年史』の「学校系統図」の年代
1899年～ 男女別学の固定化	1900年
1908年～ 女子の大学入学先駆期	1908年
1919年～ 「限定的開放型」大学の定着	1919年
1929年～ 「完全開放型」大学の誕生	—
1943年～ 高等女学校の中等学校化	1944年
1946年～ 大学・高等学校の「完全開放型」化	—

本研究では、入学資格・修業年限・学校形態・カリキュラム・卒業時に授与される教員免許等の男女の相違について、①法令を中心としつつも、『文部省年報』⁷⁾等によって、②女子の入学に関する各学校の対応、③入学機会が平等な場合の女子の入学の有無を実証的に分析し、「別学」の「概念区分」を確定し、「進学経路図」を作成している。各時期ごとに「進学経路図」を作成し、それを解説する方法で検討をすすめる。

将来的には「別学」の「概念区分」も「進学経路図」に加味したいが、今回はそこまでに至らなかった。

(注)

- 1) 本校の執筆に際しては、はじめに、第3～6期、おわりにを井上、第1～2期を伊藤が担当した。
- 2) 日本図書センターより『教育名著叢書3』として1981年9月に復刻されている。
- 3) 佐々木享「高等教育への女子の進学(1)」大学進学研究会『大学進学研究』第44号、1986年7月、「同(2)」第45号、同年9月。同『わが国大学試験制度史の総合的調査研究(アーティキュレイ

ション問題を中心に)』(科学研究費助成金研究成果報告書)1988年3月。高橋次義「旧制大学における女子入学に関する一研究—入学資格の分析を中心として」『国土館大学文学部人文学会紀要』第20号、1988年1月、pp.1~22。

- 4) 佐々木亨・横山悦生「解説 家庭科教育の現代史と雑誌『家庭科教育』」復刻版『家庭科教育』別巻、大空社、1990年9月、p.7。
- 5) (b)では、「共学」の定義をしていない。
- 6) 他に、相賀徹夫『教育事典』小学館、1966年4月、平塚益徳『増補改訂 世界教育事典』ぎょうせい、1980年10月も、同様である。
- 7) 『文部省年報』のデータに関しては、近年の実証的な研究の中で様々な指摘がされている。土方苑子『『文部省年報』就学率の再検討—学齡児童はどのくらいいたか—』(日本教育学会『教育学研究』第54巻第4号、1987年12月、pp.1~10)は、『文部省年報』の学齡児童数に関する不正確さについて研究している。また1935年以前にも九州帝国大学学部へ入学した女性が実際にいたが、『文部省年報』には記載されていないことが、佐々木前掲論文「高等教育への女子の進学(1)」に指摘されている。高等女学校研究会前掲書にも『文部省年報』の誤記に関して記している。本研究では、可能な限り学校史等も参照し、正確を期す努力はしたが、筆者等による今後の研究で、より正確なものにしていきたいと思っている。

また『文部省年報』には、植民地の諸学校に関する記述がないことを主要な理由として、本研究では植民地に関しては除外した。

第1期 男女別学の固定化(1899年～ 経路図1)

第1期では、「高等学校令」(1894年)、「師範教育令」(1897年)、「中学校令」(1899年)、「高等女学校令」(1899年)、「実業学校令」(1899年)、「小学校令」(1900年)、「専門学校令」(1903年)などの法令により¹⁾、わが国の諸学校制度の整備が進むとともに、男女別学が法令・実態ともに固定化されていく。

1. 小学校

1879年の「教育令」以前、小学校においては男女「共学」が原則であった。しかし、「教育令」で「女子ノ為ニハ裁縫ノ科ヲ設クヘシ」とされて以来、「裁縫」が女子独自の教科となり、小学校制度は「一部男女別カリキュラム型」となる。以後「裁縫」は、1886年の「小学校ノ学科及其程度」で高等科の女子必修の科目と定められ、さらに1890年の「小学校令」で尋常科の女子の加設科目とされ、小学校における女子教育の中核としての位置を占めることとなった²⁾。

他方、1891年に「小学校学級編成等ニ関スル規則」が出され、尋常科では同一学年の女子の数が1学級を編成できる時該学年の男女の学級を分け(第1～第2学年はこの限りではない)、高等科

では全校の女子の数が1学級を編成できる時男女の学級を分けることが定められ、第3学年以上は「男女別学級型」となった（実態としては「共学」が共存している）。

以上の変遷により、小学校制度は「共学」から「一部男女別カリキュラム型」・「男女別学級型」へその性格を変化させ、いわば「不完全男女共学型」となり、戦後改革まで変らない。1900年8月に「小学校令」が出され、1890年の「小学校令」で3～4年であった尋常小学校の修業年限が4年に統一され、4年制の義務教育制度が確立した³⁾。高等小学校は2～4年と変らない。また、「裁縫」と別学級に関する規定も変らない。

2. 中学校・高等女学校

(1) 中学校

「学制」以来、中学校については男女の別を明文で示した法令はなく、「完全開放型」であった⁴⁾。

1879年の「教育令」では単に、中学校の目的は「高等ナル普通学科ヲ授クル所」とされ、入学資格にも男女の別は定められていない。しかし、その第42条では「凡学校ニ於テハ男女教場同クスルコトヲ得ス」とされ、小学校以外は男女別学の方針が示された。以後、男子のみの学校制度へ移行していく。

1899年2月7日「中学校令」の制定により、尋常中学校は中学校と改称する。その目的は「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」こととされ、男子の学校であることがはじめて法令に明記され、「女子入学禁止型」になる。修業年限は5年（1年以内の補習科を置くことができる）、入学資格は年齢12歳以上、高等小学校第2学年の課程卒者または同等の学力を有する者である。

(2) 高等女学校

高等女学校の名称をはじめて使用したのは、官立東京女子師範学校附属高等女学校であり、1882年に置かれている。翌1883年に施行された附属高女の規則では、「高等ノ普通学科ヲ授ケ優良ナル婦人ヲ養成スル所」と規定された。以後高等女学校の名称が広く使われていく。しかし、高等女学校の制度的位置は不明確であった。

高等女学校をはじめて学校体系上に位置付けたのは1891年の「中学校令中改正」で、その第14条で高等女学校は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」とされ、中学に匹敵する女子のための学校制度であることが明確にされる。その後、1895年1月「高等女学校規程」が制定され、修業年限（6年、1年伸縮可）、入学資格（尋常小卒）が定められる。

1899年2月8日、はじめて「高等女学校令」が制定され、高等女学校の目的が「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」と明記された。修業年限は4年、土地の状況により1年の伸縮が可能とされる。入学資格は年齢12歳以上、高等小学校第2学年の課程卒者または同等の学力を有する者とされ、2歳入学年令が高くなり、中学校と同じ入学資格になる。しかし、修業年限は中学校が5年制に対し、高女は4年制を本体としており1年短い。科目も高女のみ家事・裁縫があるだけでなく、そ

の他の科目の程度も低い。

他に、女子に必要な技芸を専修する者のための技芸専修科、および卒業生の中で某学科を専攻する者のための専攻科の設置も規定され、「高等女学校令施行規則」（1901年）で技芸専修科は修業年限2～4年、専攻科は2～3年とされる。

1907年度『文部省年報』「公私立高等女学校別一覧」より、その実態を見ると、132校中4年制高女が80%以上を占めており、5年制は8校、3年制は3校にすぎない。

専攻科を設置しているのは、京都府立第一高女（本科5年）と四日市市立高女（本科4年）の2校のみであり、各々2年である。京都府立第一高女は、2年制専攻科を最も早く設置している高女である。官立女高師附属高女は、専攻科3年（本科5年）を設置している。

技芸専修科を置く学校は64校あり、3年制31校・2年制28校・4年制5校であり2年制・3年制が中心である。

以上中学校と高等女学校の変遷を追っていくと、1891年より同じ中等教育機関の位置付けが与えられるが、男女別の学校であり、そのカリキュラム・修業年限も違い、「差別的男女別学校型」と規定できる。

3. 師範学校

1872年に官立東京師範学校が設置され、小学校教員の組織的養成が開始される。以後、各府県に師範学校が設立されていく。1875年に女教員養成のための官立東京女子師範学校が設立されて以来、女子師範学校の設立も徐々に進められていく。1879年の「教育令」で小学校以外男女の教場を別にすることが定められたことに伴い、法令上「男女別学校型」となる。

さらに、1881年の「師範学校教則大綱」では、「殊ニ女子ノ為ニハ本邦法令、経済等ヲ除キ若クハ某学科ノ程度ヲ斟酌シテ裁縫、家事経済等ヲ加フヘシ」とされ、男女別のカリキュラムが定められる。

その後「松方財政」下の地方財政困窮のため、1885年8月東京女子師範学校は東京師範学校に合併され、さらに10月文部省達第9号により、各府県の女子師範学校は師範学校に合併し女教員は師範学校にて養成するよう指示され、独立した女子師範学校は姿を消し⁶⁾、「男女別コース型」となる。

1886年4月「師範学校令」が制定され、師範学校は高等・尋常の2段階に分けられる。尋常師範学校卒業生は、公立小学校長と教員に任じられるとされた。5月には尋常師範学校の「学科及其程度」「生徒募集規則」が出され、修業年限4年、入学資格は高等小学校卒業以上の学力を有する者、年齢17歳以上20歳以下の者と定められる。

1889年10月25日「尋常師範学校ノ女生徒ニ課スヘキ学科及其程度」が定められ、その第3条では女子の修業年限は3年とされ、男子より1年短くなる。同日「尋常師範学校生徒募集規則中改正」が行われ、男子は年齢17歳以上20歳以下、女子は15歳以上20歳以下と決められ、修業年限・入学年

齢とも男女別となる。

1892年7月11日に定められた「尋常師範学校ノ学科及其程度」の第3条では、修業年限は男生徒4年女生徒3年と明記される。同日「尋常師範学校生徒募集規則改正」も行われ、尋常師範学校の入学資格は、①尋常小学校ノ本科准教員タルヘキ免許状ヲ有シ若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者、②男子ハ年齢17歳以上20歳未満女子ハ年齢15歳以上20歳未満ノ者但特別ノ事情アルトキハ20歳以上25歳以下ノ者ヲ入学セシムルコトヲ得、とされた。また「尋常師範学校簡易科規程」が定めらる。生徒は男子に限られ、修業年限は2年4カ月である。

1897年10月の「師範教育令」により尋常師範学校は師範学校と名称を変更し、「小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所」とその目的が定められる。また、予備科・小学校教員講習科・幼稚園保母講習科の設置も可能とされた。12月には文部省訓令第12号により、尋常師範学校に於てもなるべく男女によって学校を別にすべき趣旨が達せられ、漸次女子師範学校の独立設置がはかられ、男女別の制度が確立していく。このため1900年には、52校中男生徒のみ置く学校は28校、女生徒のみ置く学校3校、男女生徒を置く学校21校であったのに対し、1907年には、69校中男生徒のみは27校、女生徒のみ19校、男女生徒は23校であり、女子師範学校の増加の著しいことがわかる。

翌1898年3月の「尋常師範学校生徒募集規則中改正」により、男子の入学年齢が17歳以上20歳未満から16歳以上20歳未満に改められる。

以上の変遷をまとめると、この時期の本科への男女の入学年齢は、男子16歳から20歳未満、女子15歳以上20歳未満であり、修学年限は男子4年女子3年と、男女に明確な差が見られる。

経路図1で示されているように、女子は18歳男子は20歳と卒業年齢が異なり、男子は高師・臨教・実業教員養成所に進学の間が開かれている。極少数であるが、高師から大学への進学も可能である。しかし、女子が進めるのは女高師までである。

なお、予備科の設置が定められているが、あまりふるわなかった。1907年度『文部省年報』「師範学校別一覧」69校中で、予備科を設置している学校は、男女とも4校（各1年3校、6カ月1校）のみである。

入学資格は小学校本科准教員免許を持つ者・同等以上の学力を有する者とされているだけである。このため経路図1では、年齢的に接続可能な女子の高小4年から予備科への経路のみを実線で、その他は下からの矢印のみを入れてある。なお、1907年9月の『全国師範学校ニ関スル諸調査』⁶⁾より第1学年入学者の従前の教育をみると、「准教員ノ資格アル者」「高等小学校第4学年ヲ了リタル者」「其他ノ者」「予科ヲ了リタル者」に分けられ、高小4年卒者が男女とも最も多い。

師範学校は男女同一の資格が与えられるが、別カリキュラム、別学校制であり、修業年限、入学年齢も相違しており、「差別的男女別学校型」と規定できる。

4. 実業学校

実業学校全般に関する統一的規程として、1899年2月7日に「実業学校令」が制定された。その

目的は、「工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」こととされ、実業学校の種類として、工業学校、農業学校（蚕業学校、山林学校、獣医学校、水産学校は農業学校と見なす）、商業学校、商船学校、実業補習学校があげられている。また、徒弟学校は工業学校の種類とされた。同年2月25日には、「工業学校規程」「農業学校規程」「商業学校規程」「商船学校規程」が、また1901年に「水産学校規程」が制定される。さらに、1902年「実業補習学校規程改正」、1904年「徒弟学校規程改正」が行われ、この時期に実業学校の法的整備が行われるとともに、入学資格・修業年限が定められる。農業学校・商業学校・商船学校では、低度の実業教育を施す乙種と中等程度の実業教育を施す甲種の2種に整理されている。甲種実業学校の卒業生は、「専門学校令」（1903年）によって設置された実業専門学校への進学ができる。

経路図1は、これら諸規程と1907年度『文部省年報』「公私立実業学校別一覧」より作成した。経路図1で示されているように、男子はすべての実業学校に進学している。甲種実業学校・工業学校・水産学校の本科の修業年限は3年・4年に分けられ、予科は1年・2年に分けられる。甲種商船学校に設置されている機関学は6年6カ月である。乙種実業学校は、2年・3年に分けられる。徒弟学校は乙種に含まれており、1年制から4年制までである。

これに対し女子は、甲種実業学校・工業学校・水産学校の本科には、その生徒数は見られない。

女子が在学している乙種の学校は、岡山市立商業学校（3年制）を除くと農業学校である（2校女子農業学校がある）。男女が同一の学校にいる場合、男女別に修業年限が異っている所が多くみられる。

「徒弟学校規程」では、女子の職業学校もその種類とすることが定められており、女子の学校が多く、男女が共にいる学校は少ない。女子の場合1年制はない。

実業補習学校は、1901年度の『文部省年報』「公私立実業学校別一覧」から作成した（1902年度より『文部省年報』の一覧から実業補習学校は除かれている）。修業年限は2年・3年に分けられる。女子補習学校もある。

以上のように、諸規程では明文をもって女子を排除している規定はなく、法令上は女子にも開放されているが、実態は明らかに男女で異っている。

この時期の実業学校は、工業学校、水産学校、甲種実業学校、農業以外の乙種実業学校は「女子入学拒否型」、乙種農業学校と徒弟学校は「対等男女別コース型」「対等男女別学校型」の混在と規定できる。しかし、若干の実業学校は「型」の特定できないものがある。実業補習学校も実態がわからず、現在の研究段階では「型」を特定できない。

5. 高等学校

高等学校は、1886年「中学校令」により設置された高等中学校をその起源とし、1894年6月の「高等学校令」により、高等学校と改称した。「高等学校令」第2条では、「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但シ帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」とされている。

「中学校令」から「高等学校令」まで、法令上女子を明確に排除した規定はなく、実態上男子のみに開放された「女子入学拒否型」であった。

1903年「専門学校令」が制定されたため、同年4月「高等学校大学予科入学者選抜試験規程改正」が行われる。これにより受験資格は、満17歳以上の男子で①中学校卒業生、②予備試験合格者、③「専門学校入学者検定規程」による試験検定合格者、の3種類に分けられ、ここではじめて男子のみの学校であることが明文化され、「女子入学禁止型」であることを明確にした。

6. 専門学校

専門学校については、1903年まで独立の法規はなく、法令上女子を排除してはいなかった。しかし1900年度では、官公立専門学校7校中女子を入学させている学校が3校あるが、本科に入学しているのは官立東京音楽学校だけである。他の2校は公立の大阪府立医学校と愛知医学校だが、本科ではなく両校とも1年の産婆科・看護科である。

1903年3月27日はじめて「専門学校令」が出され、専門学校は「本令ノ規定ニ依ルヘシ」と定められた。その入学資格は「中学校若ハ修業年限4箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者ト検定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ」とされ、修業年限は3年以上（第6条）、予科・研究科の設置（第7条）も定められた。同日「実業学校令中改正」が行われ、「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス、実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定メル所ニ依ル」と定められ、7校が実業専門学校となる。なお、札幌農学校は実業専門学校になるが、1907年に東北帝国大学農科大学となるので、別に図示した。

同年3月31日「公立私立専門学校規程」が發布され、第9条で「美術学校音楽学校ノ入学資格ハ中学校若ハ高等女学校第3学年修了ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ」とされた。また同日「専門学校入学者検定規程」も出され、受験資格は男子満17歳以上及び女子満16歳以上の中学校または高女に在学していない者、検定は試験検定と無試験検定の2種に分けられ、試験検定は官立・公立の中学校または修業年限4年以上の高女で行い、無試験検定は当該専門学校で入学の際行うと定められている。また、無試験検定を受けることのできる者として、文部大臣が中学校・修業年限4年の高女卒と同等以上の学力を有すると指定した者とされ、例えば師範学校卒業生が指定されている。

以上のように、「専門学校令」「実業学校令中改正」「専門学校入学者検定規程」では、女子の入学をなんら排除していない。

しかし、「専門学校令」が出された1903年度の『文部省年報』をみると、女子生徒が在学している官公立専門学校は、東京音楽学校（予科1年・本科3年）と愛知県立医学専門学校の2校のみである。1905年に愛知医専の産婆科・看護科はなくなり（大阪は1903年になくなっている）、女子は姿を消し、東京音楽学校1校だけとなる。

東京音楽学校は「完全開放型」であるが、他の官公立専門学校は男子のみを入学させており、「女子入学拒否型」である。

なおこの時期に私立で女子の生徒数が記載されているのは、日本女子大学校（文学・3年）、女子英学塾（英語学・3年）、青山女学院英文専門科（英文学・3年）の女子専門学校だけである。これら3校はこの時期多少の変遷があり、日本女子大学校は英語予科2年・普通予科1年・本科（4学部）3年、女子英学塾は英語英文学部（本科3年・予科2年）、青山女学院英語英文学部は（本科3年・予科1年）となる。

私立専門学校は、戦前は一貫して「対等男女別学校型」である。

7. 高等師範学校・女子高等師範学校

（1）高等師範学校

1886年4月「師範学校令」により、官立高等師範学校が設置されるが男女別の規定はない。しかし同年10月14日に定められた「高等師範学校ノ学科及其程度」で、男子師範学科と女子師範学科の2科に分けられるとともに、カリキュラムも男女別に定められる。また、修業年限は男子3年・女子4年とされる。さらに同日定められた「高等師範学校生徒募集規則」では、女子は尋常師範学校2年課程修了または同等の学力・資格を有する者、男子は尋常師範学校卒とされるなど、「差別的男女別コース型」となる。

1890年高等師範学校女子部は独立し女子高等師範学校となり、高等師範学校は男子のみの「女子入学拒否型」学校となる。

1897年10月「師範教育令」により、高等師範学校は、「師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所」（第1条）とその目的が定められる。なお、1902年に広島高等師範学校が設置され、高師は東京高等師範学校と改称する。この時期の入学資格は師範学校・中学校卒者、修業年限は4年（予科1年・本科5部3年）である。

（2）女子高等師範学校

上述したように1890年に高等師範学校女子部が分離し、女子高等師範学校が創立される。

1894年10月「女子高等師範学校規程」が定められ、学科の編成が基礎づけられた。修業年限は4年、尋常師範学校2年の課程または同等の学力を有する者、年齢は16歳以上21歳未満と限られた。

1897年の「師範教育令」により、女高師の目的は「師範学校女子部高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所」と定められ、女高師の卒業生は中学校の教師にはなれないという差別的規定がなされる。同年10月12日の「女子高等師範学校生徒募集規則」により、入学年齢は17歳以上22歳未満と1歳高くなり、また「夫ヲ有セサル者」に限られた。

1899年2月には「女子高等師範学校規程中改正」により、文・理・技芸の3科の編成となる。また3月「女子高等師範学校生徒募集規則」が一部改正され、入学資格が修業年限6年の官公立高女から私立も含めた修業年限4年の高女卒者に改められる。しかし、年齢は17歳のままであり、高女4年卒者（16歳）との間に1年の空白が生じている。再び1903年10月「女子高等師範学校規程改正」が行われ、修業年限は4年と定められる。1907年には、「専検規程」による試験合格者と「専検規

程」第8条第1号に該当する者にも受験資格が与えられている。

以上のように、1890年より高等師範学校は男女別の学校となり、入学年齢・修業年限は同一であるが、その学科編成および卒業時に付与される資格の異なる「差別的男女別学校型」となる。

8. 臨時教員養成所

師範学校・中学校・高等女学校等の教員に対する需要急増に対応するため、臨時教員養成所が設置されることになり、1902年3月29日「臨時教員養成所規程」が制定された。

その第2条で、修業年限は2年とされ、第11条で「入学試験ハ中学校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ但シ試験ハ中学校及師範学校ノ卒業者ニ限り時宜ニ依リ試験ヲ行ワサルコトヲ得」とされ、入学者は師範学校・中学校卒者を中心とすることが示された。この「臨時教員養成所規程」では、明文をもって女子を排除してはいない。

しかし、同日文部省令告示第58号により第1～第5養成所が置かれるが、すべて入学者は男子であり、「女子入学拒否型」である。

1906年3月、第1臨教の国文及漢文科と第4・第5臨教が廃止される。同年4月2日「臨時教員養成所規程中改正」により、修業年限の延長が可能とされるとともに、第11条が「入学試験ハ男子ニ在リテハ中学校卒業、女子ニ在リテハ修業年限四箇年ノ高等女学校卒業程度」に改められ、男女の規定がなされる。同日文部省告示第83号により女高師に第6臨時教員養成所（英語科）が開設されるが、第2期で述べる。

9. 実業教員養成所

1899年3月「実業学校教員養成規程」が制定され、実業学校の教員養成の制度が整備された。

修業年限は、農業教員養成所（東京帝国大学農科大学附設・1年）、商業教員養成所（東京高等商業学校附設・2年）、工業教員養成所（東京高等工業学校附設・3年）であり、入学資格は、17歳以上、師範学校・中学校もしくはこれと同等の実業学校卒業程度と定められ、この「実業学校教員養成規程」では女子を排除してはいない。しかし、これら養成所は各々女子を排除しており、「女子入学拒否型」である。

10. 帝国大学

第1期に設置されているのは、東京帝国大学、京都帝国大学と1907年に設置された東北帝国大学の3校である。

「帝国大学令」（1886年）では、明文をもって女子の入学を拒んではない。しかし、3校とも女子には受験資格を与えておらず⁷⁾、第1期では女子の大学への進学への機会は皆無であり、この時期の帝国大学は「女子入学拒否型」である。

(注)

- 1) 法令に関する記述は特にことわらない限り、教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』(教育資料調査会)、および近代日本教育制度史料編纂会編纂『近代日本教育制度史料』(大日本雄弁会講談社)からとっている。
- 2) 佐々木・横山前掲書、p.22。
- 3) 国立教育研究所『日本近代教育百年史4』文唱堂、1974年、p.846。
- 4) 統計・数値などの関する記述は、特にことわらない限り『文部省年報』からとっている。なお、中学校の統計にも女子生徒数がみられ、女子のみの学校もあった。
- 5) 前掲『日本近代教育百年史3』pp.1342~1345。
- 6) 佐々木享監修『全国師範学校ニ関スル諸調査 第1巻』大空社、1987年、pp.7~11。
- 7) 佐々木前掲書『わが国大学試験制度の総合的調査研究』p.18。

第2期 女子の大学入学先駆期(1908年～ 経路図2)

この時期は、尋常小学校の義務教育年限が6年に延長され、師範学校は第一部・第二部の制度となる。また、3年制の高等女学校がなくなるとともに、実科高等女学校が設置されるなど、諸学校制度の整備がさらに進められ、戦前の学校制度の基本型が形づくられる。大学教育に関しては、東北帝大が女子の入学を許可し、女子大生の先駆者が誕生する。

1. 帝国大学

1911年九州帝大、1918年北海道帝大が設立され、この時期帝国大学は5校となる。この中で、1913年に東北帝大理科大学が、はじめて女子に大学の門戸を開放したことはよく知られている。

東北帝大理科大学の最初の学則では、高等学校卒業者で定員が満たない場合、①帝国大学学生転学希望者、②高師本科数物化学部博物学部、その他高等学校大学予科と同等の学校の卒業者、③大学が適当と認める学歴を有し、入学試験に合格した者、を入学させることにしていた。③のあとに志望学科に該当する中等教員免許状所有者には考査の上語学試験のみを課し、中学校または中学校に準ずる学校卒業者には高等学校卒業程度の試験を課すとされている。

この規則にもとづいて女高師出身の牧田らく、黒田チカ、丹下むめが中等教員免許状所有者として受験が許可された。彼女たちはまず語学試験、次に入学試験を受け合格したのである¹⁾。しかしながらこの時期、この3人以外に大学へ進学した女子はいない。東北帝大理科大学は「限定的開放型」と言えるが、その他は「女子入学拒否型」である。

2. 高等学校

第2期では、高等学校の学科は大学予科(3年)のみである。

1908年に総合制選抜試験から各高等学校別の選抜試験に変わり、3月には文部省告示第78号により第1期で述べた「高等学校大学予科入学者選抜試験規程」が廃止される。同月文部省令第9号により、①中学校卒業者、②「専検規程」による試験検定合格者、③「専検規程」第8条第1号の指定を受けた者、が大学予科入学資格者とされる。②の「専検規程」は前述のように受験者について女子を排除していない。女子も入学の可能性がある、各学校の規則も女子を排除していない。しかし、実態としては男子のみ入学しており、第2期は「女子入学拒否型」である。

3. 専門学校

この時期も官公立専門学校は東京音楽学校を除き、「女子入学拒否型」である。

第1期では私立女子専門学校は3校にすぎなかったが、第2期では、1909年帝国女子専門学校、神戸女学院専門部、1911年東京女子神学専門学校、1912年東京女子医学専門学校、同志社女学校専門学部、1916年聖心女学院高等専門学校、1918年東京女子大学が設立され、10校となった。私立専門学校は「対等男女別学校型」である。なお、1911年設立された私立東京神学社神学専門学校には、婦人科（3年）が設置されている。

1918年度では、専門学校（官公私立）71校、実業専門学校（同）23校計94校であり、女子の進学できる学校は、男子に比べて非常に少ないこと、分野も、医・文・家政・宗教・音楽に限られていることが指摘できる。

4. 高等師範学校・女子高等師範学校

（1）高等師範学校

第2期も第1期と同じく、「女子入学拒否型」である。

（2）女子高等師範学校

1908年奈良女高師が増設され、女高師は東京女高師と改称する。なお、東京女高師は1916年に「東京女子高等師範学校規則」を変更し、入学年齢を16歳以上22歳未満とした。また、『文部省年報』をみると奈良女高師は1915年から入学最低年齢が16歳になっているが、経路図2の入学年齢は17歳にしてある。

第1期と同様、高師・女高師は「差別的男女別学校型」である。

5. 臨時教員養成所

第1期で述べたように、1906年4月に女子を対象とした第6臨時教員養成所（英語科・3年）が東京女高師内に開設された。1908年3月には、第3臨教の修業年限が3年に延長されるとともに、第1・第2臨教が廃止され、第3・第6臨教のみが残される。同年12月「臨時教員養成所規程中改正」が行われ、家事科が加えられた。翌1909年2月には、第6臨教の英語科は廃止されるとともに家事科（3年）が新設される。

さらに1912年3月「臨時教員養成所規程中改正」により、高女卒者も「時宜ニ依リ試験ヲ行ワサルコトヲ得」とされる。また「臨時教員養成所卒業生服務規則」が制定され、第5条で卒業生が服務年限中に高師研究科、女高師研究科、帝国大学分科大学へ進学する者は時宜により許可されるとされ、高師・女高師卒業生と同等の進学機会を与えられることが示された。

1914年に第3臨教も廃止され、第6臨教のみが残り、女高師とともに女子中等教員養成の機能を果たしていく。さらに1918年2月には、家事裁縫科（3年）・体操家事科（2年）の学科編成となる。同年、入学最低年齢が満17歳から満16歳となった²⁾。

臨時教員養成所は、中等教員養成という目的は男女同じであるが、高師・女高師と同様女子には中学校教員の免許は与えられず、「差別的男女別学校型」である。

6. 実業学校教員養成所

第2期にも、女子生徒はいない。第1期と同様「女子入学拒否型」である。

7. 中学校・高等女学校

(1) 中学校

1907年3月の「小学校令中改正」による義務教育年限延長により、同年7月「中学校令中改正」が行われ、入学者は「年齢12年以上ニシテ尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者」（第10条）と変更された。修業年限は変わらない。第1期と同様「女子入学禁止型」である。

(2) 高等女学校

中学校と同じく1907年7月に「高等女学校令中改正」が行われ、本科修業年限は1年の伸縮が「延長」に改められ、4年制を主体とし5年制のみが可能となった。入学者は、12歳以上尋常小学校卒業生または同等の学力を有する者とされた。しかし、5年制の高女の設置はあまりふるわなかった。1917年度では、公私立高女236校中5年制は19校のみである。

専攻科を置く学校は6校あり、2年制4校（本科5年1校・4年3校）、3年制1校（京都府立第一高女）である。また私立山脇高女（本科4年）は、1年制を置いている。官立東京女高師附属高女は、第1期と同様本科5年・専攻科3年である。

さらに1910年10月に「高等女学校令中改正」が行われ、主として家政に関する学科目を修業することを目的とした実科を、高等女学校に置くか、または実科のみを置くことができること、実科のみを置く高女は実科高女と称することが定められた。修業年限は、第1学年入学時の入学資格によって、①尋常小卒程度・4年、②高小1年修了程度・3年、③修業年限2年の高小卒程度・2年（1年延長可）の3種に分けられている。

中学・高等女学校は、実科高女の設置によりさらに「差別的男女別学校型」となる。

8. 師範学校

1907年4月に制定された「師範学校規程」により、師範学校本科は第一部・第二部の制度となった。経路図2に示されているように第一部の予備科・本科の修業年限・入学資格は男女同じであるが、第二部では男女別に定められている。第二部の男子は修業年限1年で、中学校卒者または17歳以上同等の学力を有する者である。これに対し、第二部の女子は2年または1年とされ、2年の場合4年の高女卒者または16歳以上同等の学力を有する者、1年の場合5年の高女卒者または17歳以上同等の学力を有する者である。

また、「師範学校規程」では男女別にそのカリキュラムが詳細に定められている。新制学制になるまでカリキュラムに大幅な格差があり、改革を待たなければなかった。

1909年に「師範学校規程中改正」が行われ、女子については当分の間第二部修業年限1年の場合も、4年の高女卒者または16歳以上の同等の学力所有者が入学できることになった。さらに1915年「師範学校規程中改正」が行われ、男子第二部は修業年限を1年延長することが可能とされた。また女子に限り特別の事情がある時には、第一部予備科に高小1年修了者または13歳以上の同等の学力所有者が、第一部第1学年に高小2年卒者または14歳以上の同等の学力所有者が入学可能となり、予備科・本科ともに女子は男子より年齢的に早く入学できるようになった。

1918年度では、93校中男女の生徒が在学しているのは僅かに9校のみであり、師範学校の男女別学校化がさらに進んでいる。

以上のように、師範学校は第一部の場合、修業年限・入学資格および小学校教員養成という目的も同じであり、「対等男女別学校型」と「対等男女別コース型」が混在していると規定できる。また第二部は目的は同一であるが、修業年限・入学資格が相違しており、「差別的男女別学校型」と「差別的男女別コース型」の混在といえる。

9. 実業学校

1907年3月の尋常小学校の年限延長にともない、9月に実業諸学校の入学資格の変更が行なわれたが、第1期と同様女子の入学を明文をもって排除しているわけではない。1916年「水産学校規程」が制定され、水産学校も甲・乙種に分けられるが、この規程では女子を排除していない。

第1期では、甲種実業学校本科に女子生徒はいなかったが、1917年度から『文部省年報』に甲種農業学校の兵庫県立蚕業学校に女子生徒が記載されている。しかし、女子の修業年限は1～2年(男子3年)となっており、その実態は不明である。

また、私立であるが、1908年私立名古屋女子商業学校が甲種商業学校として設立され、乙種商業も併置している。他に乙種ではあるが、1910年に私立東京女子商業学校、1917年に神戸市立女子商業が設立され、ようやく女子の商業教育に拡がりが見られるようになった。

しかし、他の甲種実業学校の本科に女子は進学しておらず、この時期も徒弟学校、農業学校を中心とした乙種実業学校に限られている。

工業学校と名古屋女子商業以外の甲種実業学校は「女子入学拒否型」、乙種と徒弟学校は「対等男女別コース型」「対等男女別学校型」の混在と規定できる。

10. 小学校

1907年3月の「小学校令中改正」により、尋常小学校の修業年限は6年、高等小学校の修業年限は2年（3年も可）と定められ、義務教育は6年に延長された。これは、従来の高小1年2年をその範囲内に入れた措置であり、ここに戦前の初等教育学校編成の基本型が確立された³⁾。また、尋常科では第3学年から「裁縫」が女子必修となった。1911年7月には「小学校令施行規則中改正」が行われ、高等小学校の理科の項目に「女子ノ為ニハ家事ヲ併セ授クヘシ」が加えられ、いわゆる「理科家事」が登場する⁴⁾。

第2期も第1期と同じ「不完全共学型」である。

（注）

- 1) 佐々木前掲論文「高等教育への女子の進学(1)」pp.71～72。
- 2) 「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会『お茶の水女子大学百年史』1984年、p.90。
- 3) 前掲『日本近代教育百年史4』p.934。
- 4) 佐々木・横山前掲書、p.29。

第3期 「限定的開放型」大学の定着（1919～ 経路図3）

1918年12月「大学令」によって、従来の帝国大学に加えて公私立大学の設置が認められた。以後増加する大学の中からも、女子の入学を許可する大学が登場する。一方、高等学校・大学予科が「女子入学禁止型」となり、大学へいたる正規のルートからの女子排除が明確となる。

1. 大学

「大学令」も「帝国大学令」と同様、明文をもって女子の入学を排除していない。しかし、第3期には、男子の大学予科・高等学校高等科の卒業生で定員が満たない場合に限り、女子に入学を認めること（以下これを「傍系入学」と称す）を「学則」中の入学に関する部分に明記する大学が徐々に増加していく。「限定的開放型」大学が定着し、「女子入学拒否型」大学と併存する時代といえる。

第3期に「学則」中に女子の学校を明記する「限定的開放型」の帝国大学となるのは、東北帝国大学理学部・法文学部（1923年）、九州帝国大学法文学部・農学部（1925年）である。

入学資格として女子高等師範学校卒業生が明記されたのであるが、他に性別を特定しない資格での「傍系入学」もある。学力検定合格や専門学校卒業等の資格による入学者がそれである。

私立大学で「限定的開放型」となったのは、同志社大学（1922年）と龍谷大学（1928年）である。同志社大学では、付属の専門部から女子を入学させ、龍谷大学では、女高師・6校の女子専門学校の卒業者を受け入れる（以下、指定校制と称す）こととした。

なお、この期の官立大学は、全て「女子入学拒否型」である。

2. 専門学校

(1) 官立専門学校

専門学校の中で、唯一「完全開放型」である東京音楽学校は、1921～1924年に本科器楽部を4年制にしたが、以後は再度3年制に戻している。

東京音楽学校以外は全て「女子入学拒否型」であった官立専門学校の中で、この期には「女子入学開放型」¹⁾の学校が登場する。『文部省年報』によると長崎医学専門学校では、1922年に薬学科に外国人女子1名が入学している。入学志願の外国人女子2名のうちの1名である。この年には薬学系の女子専門学校は皆無であったので、薬学を学んだ女子としても貴重である。

この学校は1923年に長崎医科大学に昇格する。それにもなつて、この女子は附属薬学専門部（3年制）生徒となり、この年卒業している。戦前の全ての医科大学は「女子入学拒否型」であった。長崎医科大学本科も以後「女子入学拒否型」として戦前期を終わる。

(2) 公立専門学校

1922年まで全ての公立専門学校は「女子入学拒否型」であった。1923年に福岡県立女子専門学校が設立されたことにより、公立専門学校は「対等男女別学校型」となる。以後公立女専は徐々に増加し、1928年には7校の専門学校中5校が女専となる。

そのうちで京都府立女子専門学校は、京都府立第一高等女学校専攻科が独立して1927年に設置されたものである。この専攻科（3年制）は、1926年の入学者が卒業した1929年に廃止されている。高女専攻科問題を考える上でも、興味深い事例である。

(3) 私立専門学校

私立専門学校は、第2期と同様「対等男女別学校型」である。

男子とは異なり、本科だけで修業年限5年の女専はまだない²⁾。

この期の特徴は、将来女子大学に昇格するための準備として、高等学部と大学部を設置する女子専門学校が現れたことである。最初に実施したのは1922年東京女子大学である。この時には高等学部3年・大学部2年であったが、1927年には大学部を3年にしている³⁾。1927年には日本女子大学校も高等学部を作る（1930年大学部としての本科3年を設置）。私立聖心女子学院高等専門学校も、1928年に高等学部本科3年・大学部3年とした。

しかし、大学部構想には困難が多く、長続きしない場合が多かった。私立聖心女子学院高等専門学校は1年後には予科2年・本科3年に改め、1933年に日本女子大学校は高等学部を廃止し、本科3年のみにした。1945年の敗戦まで唯一大学部制度を維持し続けた東京女子大学も1941年に高等科

2年・大学部2年とした。

3. 高等師範学校・女子高等師範学校

東京高等師範学校本科は3年制（予科1年）であったが、1927年から4年制になる。これですべての高師、女高師は修業年限4年となった。前の期と同様、卒業時に授与される教員免許が高師と女高師で異なっているので、「差別的男女別学校型」である。

第2期から、東京女高師には「専門学校入学者検定規程」に依る検定合格者が入学していた。1921年7月「女子高等師範学校生徒募集規則中改正」によって、女高師の生徒募集に専検合格者・専門学校入学指定校の女学校卒業者が加えられると、1922年からさっそく奈良女高師にも専検合格者が入学するようになる。

4. 臨時教員養成所・実業教員養成所

実業教員養成所は、この期も「女子入学拒否型」である。

1921年まで第6臨時教員養成所しかない時代が続いていたが、1922年に第1～4の臨教が設置された。このうち女子が入学できるのは、第3臨教（奈良女子高等師範学校内）と第4臨教（東京音楽学校内）である。

第3臨教の入学資格は、第6臨教と同じく女子師範学校（師範学校女子部）・高等女学校の卒業者・専検合格者で、「夫ヲ有セサル」女性である。なお、第6臨教は入学年齢を16歳以上22歳未満としているが、第3臨教は25歳未満としている。卒業時に授与される教員免許は、師範学校女子部・高女であり、師範学校男子部・中学校は含まれていない。

第4臨教の入学資格は、師範学校・中学校・高女の卒業生、専検合格者と小学校免許所有者であり、東京音楽学校と同様「完全開放型」である。なお、女子の入学資格には「夫ヲ有セサル者」という但し書きがついている。

この時期は、「差別的男女別学校型」と「完全開放型」が併存している。なお、全ての学校に、2年制と3年制の学科がある。

5. 専門学校入学者検定

1921年「女子高等師範学校生徒募集規則中改正」によって女高師の生徒募集に専検合格者・専検入学指定校卒業生が加えられる。

1924年3月「専門学校入学者検定規程中改正」により、実科高女・高女実科卒者も中学校・高女卒業生と同等であると指定された¹⁾。また従来は実業学校卒業生は同系列の実業専門学校にしか入学が許可されなかったが、尋常小学校卒者入学で修業年限男子5年・女子4年、または高等小学校卒者入学で男子3年・女子2年の実業学校卒業生の場合は、どの専門学校にも入学できる「一般指定」になった。

同年10月文部省告示第375号によって、小学校本科正教員免許状所有者⁶⁾も、「専検規程」の「一般指定」となった。検定による教員免許状取得者も含まれている。さらに1928年8月文部省告示第355号によって、「実業学校卒業程度検定規程」による検定合格者も「専検規程」の「一般指定」になった。卒業した学校を問わないほど、専検指定の制度は多様になる。

実際に、「専検規程」によって、女高師・専門学校・臨教へ女子が入学している。1930年代に入ると、専門学校には専検指定によって毎年300人以上の女子が入学している。

6. 男子の「大学にいたる正規の進学経路」と高等女学校・実科高等女学校

(1) 大学予科・高等学校・中学校

大学予科は、「大学令」によって、入学資格が中学校卒業の場合は修業年限2年、中学校4年修了の場合は修業年限3年とされた。1919年3月「大学規程」は、「専検規程」による試験合格者、指定校卒業者にも入学資格を与えている。法令上は女子を何ら排除していないが、文部省は大学予科への女子入学を認めなかった⁶⁾。文部省による明確な女子排除の方針が示されたことによって、大学予科は「女子入学禁止型」となった。高等学校も1918年12月「高等学校令」に男子のための学校であることが明記され、「女子入学禁止型」となる。中学校は前の期から「女子入学禁止型」である。

第3期の特徴は、尋常小学校卒業後の大学への正規の進学経路である中学校・高等学校・大学予科が、全て「女子入学禁止型」となり、女子を明確に排除したことである。

また上記法令によって7年制高等学校が成立し、1919年2月「中学校令改正」によって中学校4年修了者に高等学校高等科入学が許可されたことによって、従来より1年早く大学へ入学できるようになる（「標準年齢」で19歳であったのが18歳に変更）。さらに短期に少数エリートを育成するために、尋常小学校5年修了後高等学校尋常科・中学校へ入学することが可能とされる。尋常小学校4年修了で入学でき、修業年限が2年である予科も設置できるようになる⁷⁾。

この男子のみに開かれた大学にいたる正規の進学経路は、戦時期になるまで基本的な変更がなかった。

(2) 高等女学校

大学への「正系」の進学者と考えられていない女性は、(1)のようなエリートの早期選抜・短期育成方針の「かやの外」に置かれていた。高等女学校の入学資格は尋常小学校卒業であり、高等学校尋常科や中学校のように尋小卒以前の入学は認められなかった。それでも、この時期には高等女学校にも一定の改革が成される。その一つが高女の修業年限を5年本体にすることであり、もう一つは高等科の設置である。

① 高等女学校の修業年限

1920年7月「高等女学校令中改正」により、4年制本体であったものが5年制本体となった。5年制という点では、中学校と修業年限が同一になったことになる。しかし、実際には次の2点にお

いて、「差別的男女別学校型」から脱却できなかった⁹⁾。

まず第1に進学経路の問題である。男子の場合は、「標準年齢」16歳の高等学校尋常科卒業者や中学校第4学年修了者は、高等学校高等科または修業年限3年の大学予科に入学するが、「標準年齢」17歳の中学校卒業者は2年制の大学予科に入学する。これに対して、女子の場合は、1920年以降も高等諸学校全てが入学資格を「高等女学校卒業」としており、4年制の高女と5年制の高女を区別していない⁹⁾。そのため、4年制の高女卒業を基準として高等諸学校への入学資格が決まる。結局、高等諸学校の入学資格は全て中学校と高女が基準となっているため、中学校と高女における修業年限の1年の違いが、高等諸学校入学年齢の男女間の1歳の格差を生んでしまうのである¹⁰⁾。

第2に、実数は戦前一貫して、4年制の高女が多数を占め続けていたことである。5年制高女数が1920年以降増加するが、それでも高女全体の3/4以上を4年制高女が占め続けている。

② 高等女学校高等科

上記法令によって、高女に「精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為ス」高等科が設置されることになった。入学資格が4年制高女卒の場合は修業年限3年、5年制高女卒の場合は2年である。高等学校の女子版として構想されたが、大学への進学経路が制度として確立したわけでもなく、高等学校と同等ではなかった。経路図3では、高女高等科を独立した高等教育機関とはせず、高女専攻科と同様、高女を示すボックスの上に接触させて記入してある。

(2) 実科高等女学校

実科高女は、正規には上級学校との接続関係はなかったが、1924年に専検の「一般指定」に加えられ、高女と同等になった。

7. 師範学校

1925年4月「師範学校規程中改正」によって、本科第一部予備科が廃止され、男女ともに本科第一部の入学資格は高等小学校2年修了、修業年限は5年に変更された。女子にだけあった特例は廃止された。「対等男女別学校型」と「対等男女別コース型」の混在であるのに変わりはない。

同法令によって、男子の本科第二部の修業年限に関する特例がなくなり1年とされた。「差別的男女別学校型」と「差別的男女別コース型」の混在である。ただし、1929年まで1年よりも長い修業年限の男子師範学校が実際には存在した。

8. 実業学校

1920年12月「実業学校令中改正」によって甲・乙の種別が廃止された¹¹⁾。また徒弟学校が廃止されたのに代わって「其他実業教育ヲ為ス学校」が新設された。これは、1921年1月「職業学校規程」によって設置された職業学校を想定したものであった。職業学校は、入学資格は尋常小卒程度以上で、修業年限は2～4年、1年以内の伸縮が可能とされた。職業学校はこの後長い間女子だけの実業学校（「男子入学拒否型」学校）として存続する。実業学校諸規程によって、これ以外の実業学

校の修業年限は総じて、入学資格が尋常小学校卒業の場合は3～5年、高等小学校卒業の場合は2～3年とされた。

「商船学校規程」を除く全ての実業学校規程、すなわち「工業学校規程改正」（1921年1月）、「職業学校規程」、「農業学校規程改正」（1921年1月）、「水産学校規程改正」（1923年4月）では、学科目に関する条項に、はじめて「女子ニ付テハ…」という文言が登場する。工業学校等への女子入学を想定していることを意味している。実業学校は男女の別を法令で何ら明記していない学校であっただけに、男女別カリキュラムの実施がはじめて法令で定められたことは重大である。

しかし、この直後から女子の入学が始まるわけではない。1919年に女子生徒のいる実業学校は、甲種では商業、乙種では農業・工業・徒弟（1920年以降は職業）学校だけである。が、1922年に甲種農業学校に女子生徒が入学し、さらに、1924年には甲種職業学校が設置される。このように、徐々に「対等男女別学校型」の実業学校の種類が増加していく。

『実業学校・実業補習学校ニ関スル調査』（文部省、1928年4月）には、1927年における全実業学校の修業年限と入学資格が記載されている。それによって実際の実業学校の修業年限をみると、甲種実業学校では、尋常小学校卒業の場合は男子4～6年・女子4～5年、高等小学校卒業の場合は男女ともに2～4年、乙種実業学校では、尋常卒業の場合は男子2～4年・女子2～3年、高小卒業の場合は男女ともに2年である。

このうちで修業年限が最も長い女子の学校は、1925年に本科を5年に延長した¹⁰⁾名古屋女子商業学校である。5年制女子実業学校の第1号である。

9. 実業補習学校

1920年12月「実業補習学校規程改正」により、実業補習学校は前期・後期に分けられる。前期は入学資格が尋常小学校卒業、修業年限が2年、後期は高等小学校卒業、修業年限2～3年とされた。

この規程には、男女の別に関しては全く触れられていない。1926年以降の調査（『文部省年報』）によると、実業学校が青年学校に吸収されるまで一貫して、60%前後の実補が同一の学校内に男女を「収容」している。「共学」なのか、それとも「男女別カリキュラム型」「男女別学級型」「男女別コース型」かは定かでないが、実補は他の諸学校に比べると「共学」により近い修業形態であったといえる。

10. 実業補習学校教員養成所

1920年10月「実業補習学校教員養成所令」によって、1921年より実業補習学校教員養成所が開設された。同年12月「実業補習学校教員養成所令施行規則」で、修業年限は1～2年と定められ、男女別カリキュラムも可とされた。実際には、男子の場合は1年・2年どちらの修業年限の学校もあるが、女子は1年制の学校しかない。また女子実補教員養成所は、全て裁縫家事科である。実補教員養成所は「差別的男女別学校型」といえる。

(注)

- 1) より具体的なことは、調査できていない。
- 2) 「専門学校令」以後最初の本科5年(以上)制女子専門学校は、私立神戸女学院大学部音楽科である。1923年には3年制であったのが、翌年本科を7年制にしている。しかしその翌年には5年制に修正され、1926年以降は3年制に戻ってしまう。何らかの試みの現れであろうが、修業年限延長は定着せずに終わる。
- 3) 1927年段階に、予科等も含めて6年の修業年限の男子専門学校は、明治学院神学部・青山学院神学部等、宗教系の学校で数校ある。
- 4) さっそく翌年から『全国師範学校ニ関スル諸調査』には師範学校本科第二部への入学者学歴の欄に「実科高等女学校」の欄が登場する。
- 5) ただし、男子は、英語の免許状所有者に限定されている。
- 6) 高橋前掲書、p.4。
- 7) 中学校予科は、少数校ではあるが1922年以降設置される(修業年限2年、1933年には1年になる)。高等学校尋常科予科は一度も設置されずに終わる。
- 8) 周知のように、教育内容も中学校と高女は同一ではなかったが、ここでは触れない。
- 9) 高等諸学校の中で唯一4年制と5年制の高女卒業者を入学資格で法令上区別している師範学校本科第二部も、特例扱いで結局両者の区別をなくしている。また女子専門学校の中には、5年制高女卒業者を本科へ、4年制高女卒業者を予科へ入学させるという学校もあるが、一般的ではない。
- 10) 1903年「専門学校入学者検定規程」でも、中学校・4年制高女卒業を基準としているため、男子17歳・女子16歳以上とされ、男女で1歳の差がついている。
- 11) 以後も慣行としては、卒業生に専門学校入学資格がある学校は甲、ない学校は乙と呼ばれた。
- 12) 市邨学園六十年史編纂委員会『市邨学園六十年史』市邨学園発行、1966年10月。

第4期 「完全開放型」大学の誕生(1929年～ 経路図4)

この期の最大の特徴は、日本の近代教育史上はじめて「完全開放型」の大学が誕生することである。

1. 大学

(1) 文理科大学

1929年に開校された東京・広島の両文理科大学は、「学則」に記された入学の優先順位第1位に高師・高等学校高等科卒者とならんで、女子高等師範学校文科・理科・家事科卒者を挙げている。男女が対等に受験できる「完全開放型」大学の誕生である。女高師本科の内では家事科が入学資格に

明記されている点も他大学にはない点である。

1932年「学則」の一部が改正され、高師第3学年修了でも文理科大学を受験できるようになった。従来の大学とは異なる点である。女高師出身者にはそのような特例はなく、第4学年終了でない受験できなかつた。高師と女高師が「差別的別学校型」であることの一端を表している。

1933年からは、臨時教員養成所（入学資格中学校卒業で修業年限3年）卒業者も入学順位第1位に含まれる。しかし、臨教卒業で両文理科大学に入学した女性はいない。

(2) 東京工業大学

その他の官立大学の中では、1931年に東京工業大学へ女子が1人入学しているが、これは委託学生であり、学中の入学資格に女子が明記されたのとは異なる。東京工業大学は依然として「女子入学拒否型」である。

両文理科大学以外の官立大学では、女子入学を制度として許可した大学は戦前にはなかつた。

(3) その他の大学

この時期に「限定的開放型」になる大学は、北海道帝国大学理学部（1930年）、九州帝国大学理学部（1939年）、名古屋帝国大学理学部（1942年）、私立では明治大学（附属女専卒者を入学させる、1931年）、東洋大学（指定校制、1933年）、法政大学文学部（指定校制、1934年）、関西学院大学（1938年、指定校制）、早稲田大学（1939年）というように増加していく。

このうち、早稲田大学は、女高師・女子専門学校本科の卒業生で、一定の学科目を一定時間以上履修していることを受験資格と定める新方式を採用した。これは、受験生の卒業した学校・学科を問題にするのではなく、個人の資格を問うていたのであり、受験対象者の枠が広がったことになる。この「一定学科目履修指定方式」は、同志社大学、明治大学（どちらも1940年に変更）へ広がる。

1932年に設置された大阪帝大理学部は、「大阪帝国大学通則」によって、高等学校・学習院の高等科理科・文科卒業で定員が満たない場合に限って、学力検定に合格した者の入学を認めた。女子の入学に関しては何も言及していない。しかし、実際にはこの「学力検定」により何人かの女性が入学している。『大阪帝国大学一覽』記載の学生名簿には、出身学校も記入されている¹⁾ので、女子入学者をみても、最初に入学した女子（1935年）は、臨時教員養成所卒業生である。後に大学院まで進学している。現段階での筆者の調査によると、戦前臨時教員養成所から大学へ入学したのは、この女子が唯一人である²⁾。

以後、1937年には日本女子大学校卒者が2名、1940年には東京女子大学卒者が1名入学している（全て数学科）。

2. 専門学校

前の期と同様、東京音楽学校以外は「対等男女別学校型」である。

1929年日本女子高等商業学校（私立）が最初的女子商業専門学校として設置される。官立商科大学（神戸商業大学・東京商科大学）は、入学資格に高等商業学校卒業者を挙げている。しかし、日

本女子高等商業学校が設立されて以後も、両大学はともに「女子入学拒否型」のままであった。

継続的な本科修業年限5年の女子専門学校が、1935年に初めて登場する。帝国女子医学薬学専門学校医学科と大阪女子高等医学専門学校である。どちらも医学系である。当時男子の医学系5年制専門学校は日本大学専門部医学部と大阪高等医学専門学校だけであり、男女同数である。

3. 臨時教員養成所・実業教員養成所

第3・第4・第9・第13・第16臨教は、1932年に廃止される。翌年には第1・第2・第8臨教も廃止される。臨教は、再び第6臨教（当時は体操家事科・理科家事科のみ）だけになり、「男子入学拒否型」となった。

1940年に、再度男子のための臨教として、東京・広島・浜松臨教が設置され、続いて翌年には、東京第2・名古屋・京都臨教が設置される。1942年には奈良女子臨教が設置され、第6臨教も東京女子臨教に改称する。再び「差別的男女別学校型」時代に入る。

1942年2月「臨時教員養成所規程中改正」によって、修業年限が全て3年に統一された。

実業教員養成所は「女子入学拒否型」のままである。

4. 男子師範学校・女子師範学校

1929年に和歌山県で女子師範学校が設立されたことで、北海道³⁾を除く全府県に男女別々の師範学校が存在することになった。

1931年1月「師範学校規程中改正」によって、師範学校本科第二部の修業年限が男女ともに2年となった。皮肉にも、実際の全男子師範学校の修業年限が1年となって2年後のことであった。本科第一部・第二部ともに「対等男女別学校型」となった。

1939年1月「実業学校卒業生ノ師範学校本科第二部入学ニ関スル件」によって、実業教育に造詣の深い教員養成のために、従来「正系」ではなかった実業学校卒業生の師範学校第二部への進学が奨励された。

5. 実業学校

1930年の実業学校諸規程の改正によって、修業年限2年（入学資格は尋常小卒）の学校も認められた。1921年に3年以上とされたのをそれ以前に戻したのである。また修業年限、入学資格等に制限を設けない特殊組織による農漁村教育機関の設置も認められた。

この期の特徴は、水産学校と工業学校に女子が入学したことである。

水産学校では、乙種が1935年に、甲種が1936年に、女子を入学させている。工業学校にも、1941年にはじめて女子が入学する⁴⁾。他方、自動車関係の1年制の男子乙種職業学校（入学資格は高小卒）が設立される。女子の乙種実業学校でも、1年制（入学資格は高小卒）の職業学校が登場する。

女子の入学できる実業学校が多様化し、「対等男女別学校型」が増加する。

また5年制（入学資格は尋小卒）の女子甲種実業学校が、名古屋女子商業以外にも設立されはじめる。愛知第二女子商業学校・大妻技芸学校・金沢女子学校・沼津精華女学校・大阪市立高等女学校・東女学校の商業学校と職業学校の計6校である⁵⁾。

6. 青年訓練所

1926年4月「青年訓練所令」、「青年訓練所規程」が制定される。16～20歳の男子のために設けられた機関で、訓練期間は4年とされた。「女子入学禁止型」である。

7. 青年学校

1935年3月「青年学校令」によって、従来の実業補習学校と青年訓練所を統合して、青年学校が設置された。青年学校普通科は、入学資格尋小卒、修業年限2年であり、本科は、入学資格高小卒あるいは普通科卒、修業年限が男子5年・女子3年である。ただし男女ともに1年の短縮が可能である。

1935年の青年学校をみると、男子は同年の中学校と実業学校の合計の2倍以上の生徒数（普通科・本科生徒の合計）を有している。女子は、前年の実補生徒数より約13.7万人の増加、高等女学校と実業学校の合計女子生徒数より6万人多くなっている。従来には全くみられなかった、中学校・高女・実業学校の2倍以上の巨大な学校がここに誕生したのである。

1935年4月「青年学校規程」では、男女別のカリキュラムを表に示している。

1939年には他の中等諸学校に就学していない19歳までの全ての男子に青年学校就学が義務化された。興味深いのは、男子の義務化にともない女子生徒数も急増することである。1935年の青年学校生徒数を男女それぞれ100とすると、1943年生徒数は男子157.97、女子168.45で、増加率では女子の方が多。1944年には、女子青年学校生徒数⁶⁾は177.19までに達する。

修業年限・カリキュラムの男女による違い、とりわけ男子だけが義務制であるという点から、青年学校は「差別的男女別学校型」である。

なお、経路図には第5期にはじめて青年学校を図示した。

8. 青年学校教員養成所

実業補習学校・青年訓練所から青年学校への改組にともない、実補教員養成所も1935年3月「青年学校教員養成所令」によって、青年学校教員養成所となる。入学資格は、師範学校・中学校・高女卒業あるいは修業年限男子5年・女子4年以上（入学資格は尋小卒）の実業学校卒業である。男女別カリキュラムが可とされたが、修業年限は男女ともに2年である。「対等男女別学校型」である。

なお、経路図5の時期には既に青年学校教員養成所は青年師範教員養成所に改められている。そ

のために、青年学校教員養成所は、本研究の「進学経路図」に一度も登場しない。

(注)

- 1) 東北帝大・京都帝大・九州帝大・北海道帝大の『大学一覧』の学生名簿には出身学校は記入されていない。
- 2) これをもって「進学経路図」の臨教から大学への女子のルートを実線で記した。
- 3) 北海道における女子が入学できる師範学校は1940年に設置される。
- 4) この年には、第1～3学年全てに女子がいる。
- 5) 以上、文部省『全国公私立実業学校ニ関スル諸調査』による。
- 6) 1944年の男子青年学校生徒数は減少する。

第5期 高等女学校の中等学校化（1943年～ 経路図5）

近代教育史の集大成の側面、戦時下による一定の合理化の側面、決戦体制下での窮迫する状況の側面が互いに矛盾しつつ、この時期の改革に集約されていく。それを端的に表しているのが中等教育改革である。

1. 国民学校

長年の懸案事項であった義務教育年限延長が、1941年3月の「国民学校令」で実現した。初等科6年・高等科2年の計8年を義務化するというものであり、近代日本教育史上画期的な出来事であった。しかし、ようやく日の目を見ようとした義務教育年限延長も、戦時下の改革であったことにより、結局1943年10月の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策」によって延期され、実現しないままに終わってしまう。

国民学校に関するもう一つの重要な改革は、尋常小学校が「不完全共学型」になって以来はじめて、履修する時間数の合計が男女同一になったことである。

2. 中等学校

この時期の教育改革の中で最も注目に値するのは、1943年1月「中等学校令」による中学校・高等女学校・実業学校の一元化である。象徴的なことは、第3学年以下に欠員がある場合に限られてはいるが、実業学校から中学校・高女への転校が可能になった点である。また『文部省年報』に、臨時教員養成所・実業教員養成所・師範学校本科・青年師範学校本科の入学前の学歴の欄に「実業学校」が登場したのも1943年以前にはなかったことである。

この法令に関しては、橋口菊「1943年中等学校令の成立と大東亜建設審議会」（日本教育学会『教育学研究』第56巻第2号、1989年6月、pp.1～10）によって、修業年限短縮が最大目的である

ことが明らかにされている。しかし、女子教育の観点から見ると、近代教育成立以来初めて修業年限に関して中学校と高女が同一になった画期的な法令であるといえる。しかも、中学校と高女との関係に留まらず、中学校と高女の卒業年齢が規定していた大学を除く高等教育機関への入学年齢が、全て男女同一になったことにも、大きな意味があるといえる。

入学資格が国民学校初等科卒業の場合は、中学校・高女・実業学校ともに修業年限4年に、国民学校高等科卒業の場合は、男子実業学校では3年、高女・女子実業学校では2年となった。

この法令によって、中学校補習科と実科高等女学校は廃止された。

実業学校では、職業学校がなくなり、「その他の実業学校」とされた。

3. 高等教育機関・実業学校の年限短縮

1941年10月「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」を皮切りに、全ての高等教育機関と実業学校の在学年限が短縮された。皮肉にも、修業年限短縮だけは、師範学校¹⁾以外は男女平等であった。

高等学校・大学予科に関しては特別に、1942年8月閣議決定、1943年1月「大学令中改正」「高等学校令中改正」によって修業年限が1年短縮された。

4. 専門学校

女子の入学できる学校が多様化する

農林専門学校（私立）として1945年恵泉女子農芸専門学校・大和女子農芸専門学校が設置される。経済専門学校も、日本女子経済専門学校以外に東京女子経済専門学校・大阪女子経済専門学校（私立）が1944年に設置される。

医学系でも公立女子専門学校が多数設置される²⁾ことで女子生徒数が増加する。

また帝国女子医学薬学専門学校・大阪女子高等医学専門学校は、1944・1945年も5年制を継続している。

東京音楽学校以外の専門学校が「対等男女別学校型」である点に変わりはない。

5. 師範学校

1942年1月「師範学校制度改善ニ関スル件」によって、師範学校は専門学校程度とされた。そして、1943年3月「師範教育令改正」によって、師範学校予科の入学資格は国民学校高等科卒業、修業年限2年に、本科の入学資格は予科修了・中学校・高女卒業、修業年限は3年とされた。しかし、付則によって、1946年までの女子部本科入学者は修業年限が2年とされた。1945年の各師範学校本科の実際の修業年限を見ると、男子は全て3年であるが、女子は静岡第一師範学校を除いて全て2年である。

また上記法令で女子部・男子部を置くとされ、「男女別学校型」であった師範学校が同一校内に

吸収される。「差別的男女別コース型」に変わった。

6. 高等師範学校・女子高等師範学校

師範学校が専門学校程度となったことにより、卒業時に授与される教員免許から師範学校がはずされた。しかし、女高師卒業者が中学校の教員になれない点に変更はない。依然として「差別的男女別学校型」である。

1944年に金沢高等師範学校が、翌年には広島女子高等師範学校が新設される。

7. 臨時教員養成所・実業学校教員養成所

高師・女高師と同様、臨教卒業後師範学校教員資格は取得できなくなった。臨教は、前の期と同様「差別的男女別学校型」である。

女子のための実業教員養成所が、1945年に初めて登場する。農業学校女子部の増加に対応して、東京農業教育専門学校附設女子農業教員養成所が設置される。これによって「女子入学拒否型」から「対等男女別学校型」になった。

8. 青年師範学校

1944年2月「師範教育令中改正」によって、青年学校教員養成所が青年師範学校に改組された。青年師範学校予科は、入学資格国民学校高等科卒業、修業年限2年である。本科は、入学資格は中等学校卒業か予科修了であり、修業年限は3年である。青年学校教員養成所と異なり、男子部・女子部を置くこと、カリキュラムが男女で異なることが、法令に明記されている。しかし、師範学校のように修業年限を男女で異にする規定はない。「対等男女別コース型」といえる。

なお入学資格が「中等学校」となったのは、青年学校教員養成所時代からであり、1943年の「中等学校令」にともなう変更である（1943年3月「青年学校教員養成所規程中改正」）。

また同法令によって、優秀な青年学校卒業者が入学可能になった。1944年「青年師範学校規程」には、「学業成績特ニ優秀ニシテ青年師範学校ノ課程ヲ修ムルニ足ルコトヲ当該青年学校長ニ於テ証明シタル者」と記されている。実際に、青年学校から青師へ入学した男女は多数存在している（下図参照）。

9. 青年学校

青年師範学校に限らず、青年学校本科から高等教育機関へ進学する男女がこの期には存在する。

青年学校から高等教育機関への進学者数（1945年）

臨時教員養成所		実業教員養成所		師範学校本科		青年師範学校本科	
男	女	男	女	男	女	男	女
2	0	0	1	23	6	60	43

(注)

- 1) 後述するように、師範学校では、1943年に3年とされた修業年限が、女子部に限って最初から1年短縮されていた。
- 2) 1943年に名古屋市立女子医学専門学校、1944年に岐阜県立女子医専・福島県立女子医専・京都府立医科大学附属女子専門部、1945年に山梨県立女子医専・北海道庁立女子医専・秋田県立女子医専・高知県立女子医専が設立された。

第6期 大学・高等学校の「完全開放型」化（1946年～ 経路図6）¹⁾

1. 大学

1946年2月学校教育局長通達「昭和21年度大学入学者選抜ニ関スル件」により、従来の入学資格に関する「優先順位制」を廃止し、女子を含む受験生全員が全ての大学で対等な資格で試験に臨むことになった。近代教育の成立以来はじめて全ての大学が「完全開放型」となった²⁾。

「入学ヲ志願シ得ル者」には、大学予科・高等学校高等科卒者とともに、高等女学校高等科・女子高等師範学校・専門学校・修業年限3年以上の臨時教員養成所・実業学校教員養成所卒者等が列挙されている³⁾。高等女学校高等科が、高等学校と同格に扱われていることは戦前にはなかったことであり、注目に値する。

2. 専門学校

1947年2月「東京美術学校規程改正」により、本科入学資格は予科修了とされ、予科の受験資格は、中学校と共に高等女学校の第4学年修了者にも与えられた。「完全共学型」である。1946年以降になると、従来「女子入学拒否型」であった男子専門学校の多くに、女子が入学し始める。女子生徒のいない学校は、女子に門戸を開放しなかったのか、それとも女子入学志願者がいなかったのかは不明である。しかし、男子専門学校がこの時期に「完全開放型」化していることは明らかである。

一方、女子専門学校（「男子拒否型」学校）のほとんど⁴⁾は、男子に対して門戸開放をしていない。

3. 大学予科・高等学校

大学予科は、1946年2月1日「大学規程中改正」によって「女子ノ中等学校ヲ卒業シタル者」に門戸を開放した。さらに、1946年2月22日「中等学校令中改正等ノ件」による「大学令中改正」と2月27日「大学規程中改正」によって、入学資格は中学校・高女ともに第4学年修了とされた。大学予科は「完全開放型」になったのである。1947年には、43校中12校に女子が入学している。

一方、上記「中等学校令中改正等ノ件」によって、「高等学校令中改正」が行われても、高等学

校高等科の入学資格は高等学校尋常科・中学校第4学年の修了のままである。1947年2月12日「高等学校令の一部を改正する勅令」によって、ようやく「高等学校令」の「男子ニ」が削除された。法令上の女子排除はなくなったが、女子に関する規定はない。『文部省年報』には、1947年から高等学校入学者の学歴の欄に「中学校及び高女4年卒業者」「中学校実業学校及び高女卒業者」の欄を設けている。実際に1947年には、高女4年修了者5名、卒業者21名が高等学校に入学している。消極的ではあるが「完全開放型」に含むことができるといえる。

なお、修業年限は高等学校・大学予科ともに旧に復して3年とされた。

4. 中等学校

上記「中等学校令中改正等ノ件」によって、中等学校の修業年限（入学資格は国民学校初等科卒業）は5年に延長された。高等女学校・実業学校に限って、修業年限3年のコース（入学資格は国民学校高等科卒業）も認められた。年限延長が男女平等に実施されたことは注目に値する。

しかし、その但し書きには、女子の実業学校・高女に限って、修業年限の1年短縮を「当分ノ内…置クコトヲ得」とされており、全ての高女が5年制になったわけではなく、男女の差別が残されていた。

「中等学校令」の第2条「…中学校ニ於テハ男子ニ、高等女学校ニ於テハ女子ニ…」は改正されず、旧制中学校は最後まで「女子入学禁止型」であった。

5. 教員養成諸学校

上記「中等学校令中改正等ノ件」中の「師範学校令中改正」によって、師範学校と青年師範学校の予科の修業年限が3年に延長された。

「別学」に関する法令改正は、他の教員養成諸学校も含めて全く行われなかった。第5期と同様、高師・女高師・臨教は「差別的男女別学校型」、実業教員養成所は「対等男女別学校型」、師範学校は「差別的男女別コース型」、青年師範学校は「対等男女別コース型」である。

6. 国民学校

1946年10月「国民学校令施行規則中改正」によって、国民学校初等科の「別学級型」が改められたが、「裁縫」の女子必修が残されていたので「一部男女別カリキュラム型」である。

(注)

- 1) この期は、新学制への移行期にあたり、各学校毎の対応を掌握するのは非常に困難である。法令上の変化で明らかになった範囲での考察に留まっている。
- 2) ただし、「女子ノ学校ニ関シテハ入学資格ニ付一定ノ割合ノ制限ヲ設クルコトヲ得」と備考に書かれているが、実態は不明である。医学部受験に關しての制限については、前掲佐々木享

『わが国大学入学試験制度史の総合的調査研究』pp.14～15に詳しい。

- 3) 高師第3学年修了者の文理科大学への入学は、この段階でも女高師に拡大されていない等、男女の扱いが全く同一になったわけではない。なお、師範学校卒業者は1943年9月以降の男子しか受験資格がないとされているが、これは女子の修業年限が男子より1年短いことによると思われる。
- 4) 1947年に、日吉学園女子専門学校（1948年には名称が東都専門学校となっている）が男子も入学させている。しかし、翌年には生徒募集をしていないので、男子の入学は継続しなかった。

おわりに

本研究の課題は、「別学」といわれている実態から幾つかのタイプを析出し、その移行過程を明らかにすること、および女子の「進学経路図」を男子のそれと対比することによって、女子の進学経路の特質を析出することであった。

第1の点についていえば、世紀転換期に固定化された「別学」体制が、女子の教育要求におされて、徐々に「共学」の方向へ移行してきたことを明らかにすることができた。それを最も端的に示しているのは、大学の「女子入学開放型」への移行の歴史である。

各学校への女子学生・生徒の入学についての実態を可能な限り把握しようと努力したが、未だ不明の部分が少なくない。例えば実業補習学校における「共学」「別学」の実態を解明した研究は知られていない。筆者らの提起した「共学」「別学」の概念区分によって近代教育史を見直すためには、なお多くの課題が残されているといわなくてはならない。

「女子入学禁止型」「女子入学拒否型」「女子入学開放型」を除く全ての「別学」のタイプでは、男女別のカリキュラムであることをその共通点として指摘することができる。「別学」問題の根幹に、教育内容問題が位置していることが考えられるが、本研究では、教育内容には立ち入ることができなかった。「別学」諸タイプの相互関連を分析し、「別学」の構造を解明することを今後の課題としておきたい。

第2に「進学経路図」の問題については、小学校終了直後から男女の進学経路が異なっていることが明確になった。にもかかわらず、「進学経路図」の線の多さは、女子にも多様な進学経路があったことを示している。そのことは、第1で述べた大学の「女子入学拒否型」から「女子入学開放型」への移行を可能ならしめる要因でもあった。

ただし、「進学経路図」では、浪人等「標準年齢」と実際の年齢との差についての問題は表現し得ていない。例えば、中学校受験における高等小学校の位置付けと類似の問題が女子にもあったのか等、上級学校への進学に関わる問題を「進学経路図」から読みとることはできない。

本稿では、女子教育史上重要な役割を持つ各種学校を「進学経路図」に記入しておらず、考察でも全く触れなかった。この点の調査・分析も今後の課題としておく。

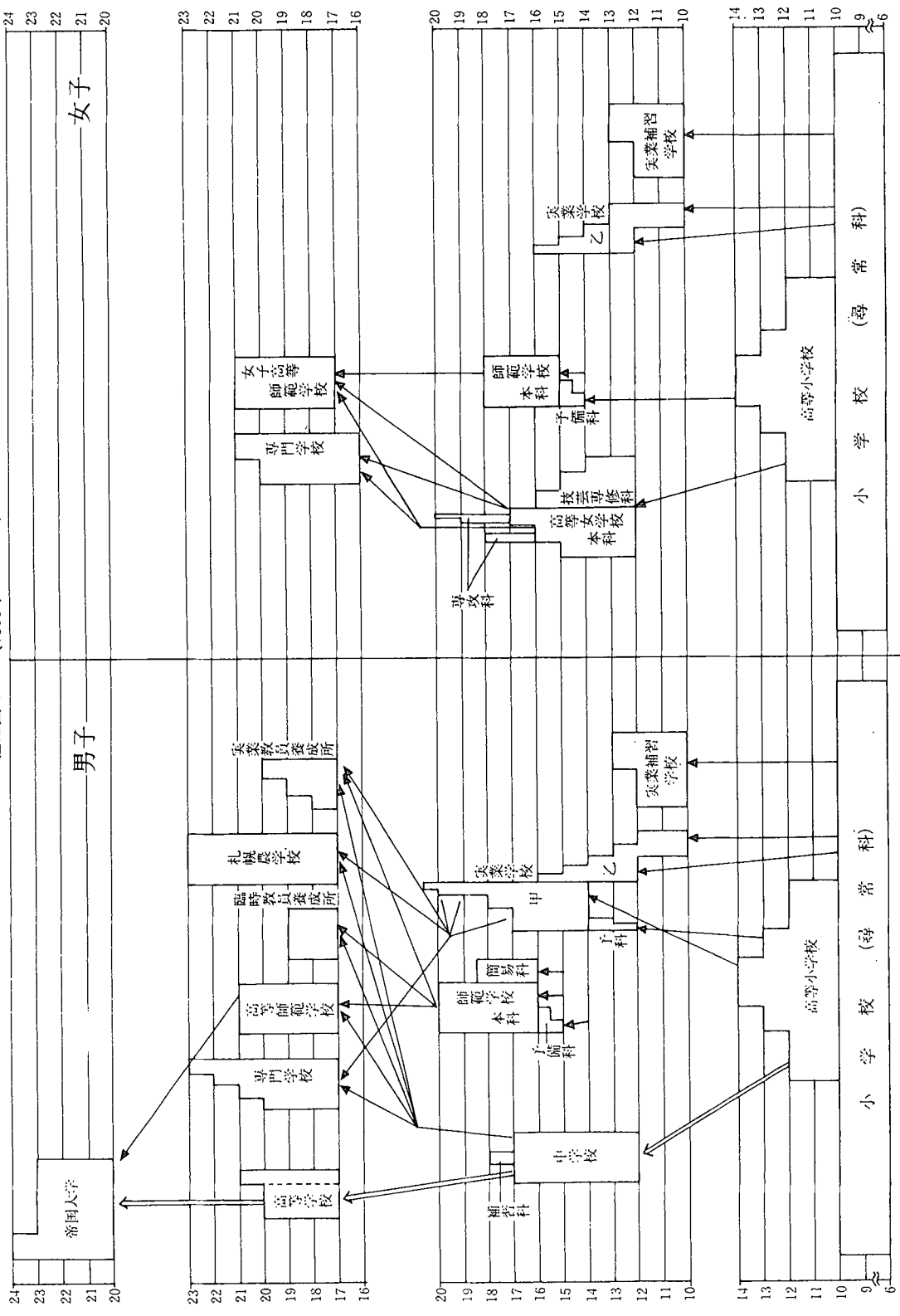
本研究は、「学制」から19世紀末までの「共学」「別学」の実態分析を欠いているという大きな課題を残しているとはいえ、世紀転換期以後の近代教育の歴史が、様々な「別学」体制を徐々に解消・縮小させていく過程であったことを示している。それに続く、戦後新学制のもとでは、男女別の「進学経路図」を描くことができない、つまり進学経路は「教育基本法」の男女「共学」の原則によって単一のものになった。この点に、「別学」問題からみた新教育制度の根本的特徴を読みとることができる。

しかし、男女別「進学経路図」がなくなる戦後の時代においても、実質的な「別学」がなくなったわけではない。男女で異なる「進学経路図」が存在する時代と、単一の「進学経路図」の時代—両者における女子教育史研究のあり様は、当然異なってくる。単一の「進学経路図」の時代における「別学」問題、男女差別の問題をどう克服するかは、今日なお実践的課題であり、それは同時に研究上の課題でもあるといえる。その意味で、旧学校制度と新学制における女子教育史研究の方法論は全く異なるということが、本研究の最大の結論の一つである。

年齢

経路図1 (1899年～)

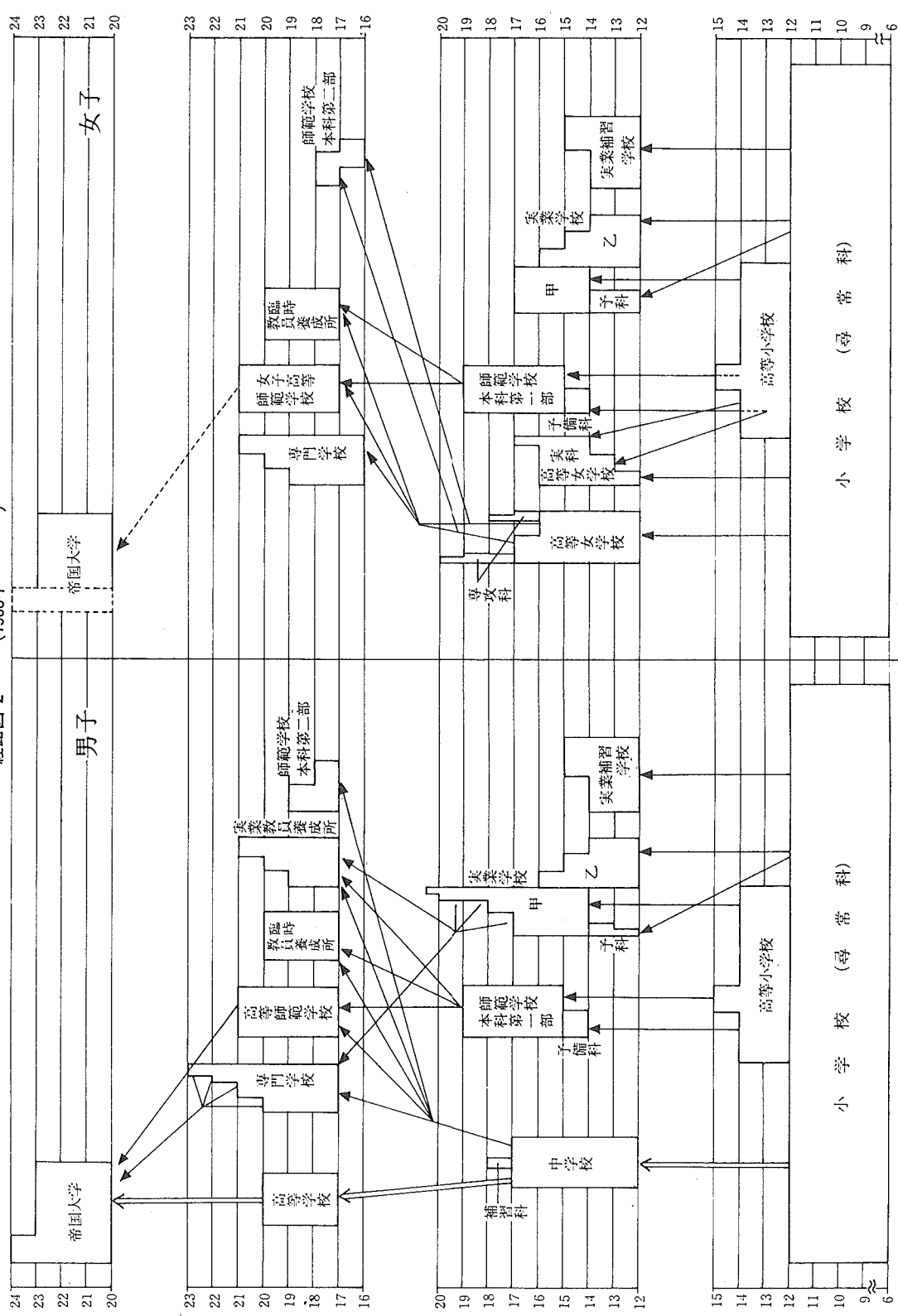
年齢



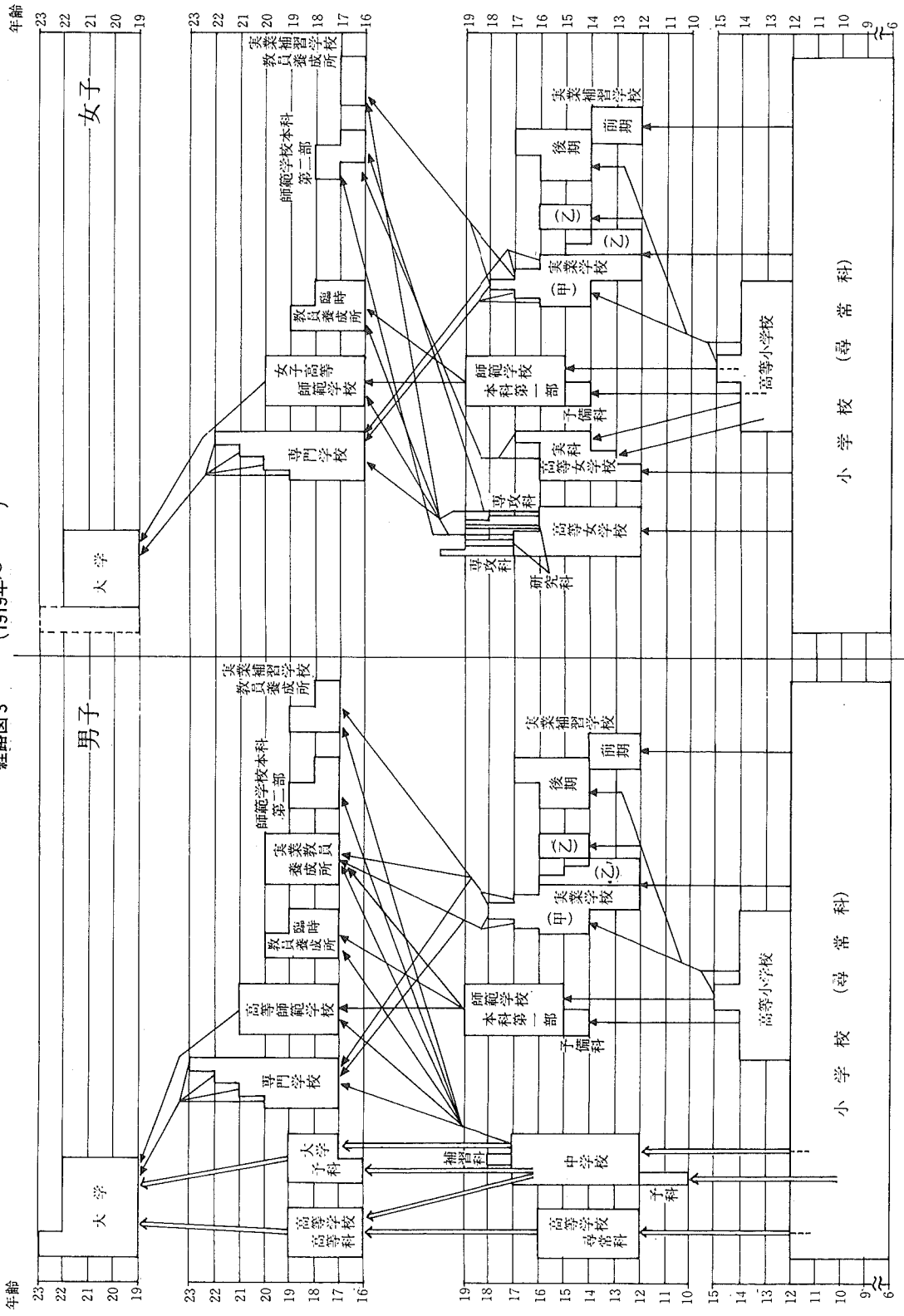
年齢

経路図 2 (1908年～)

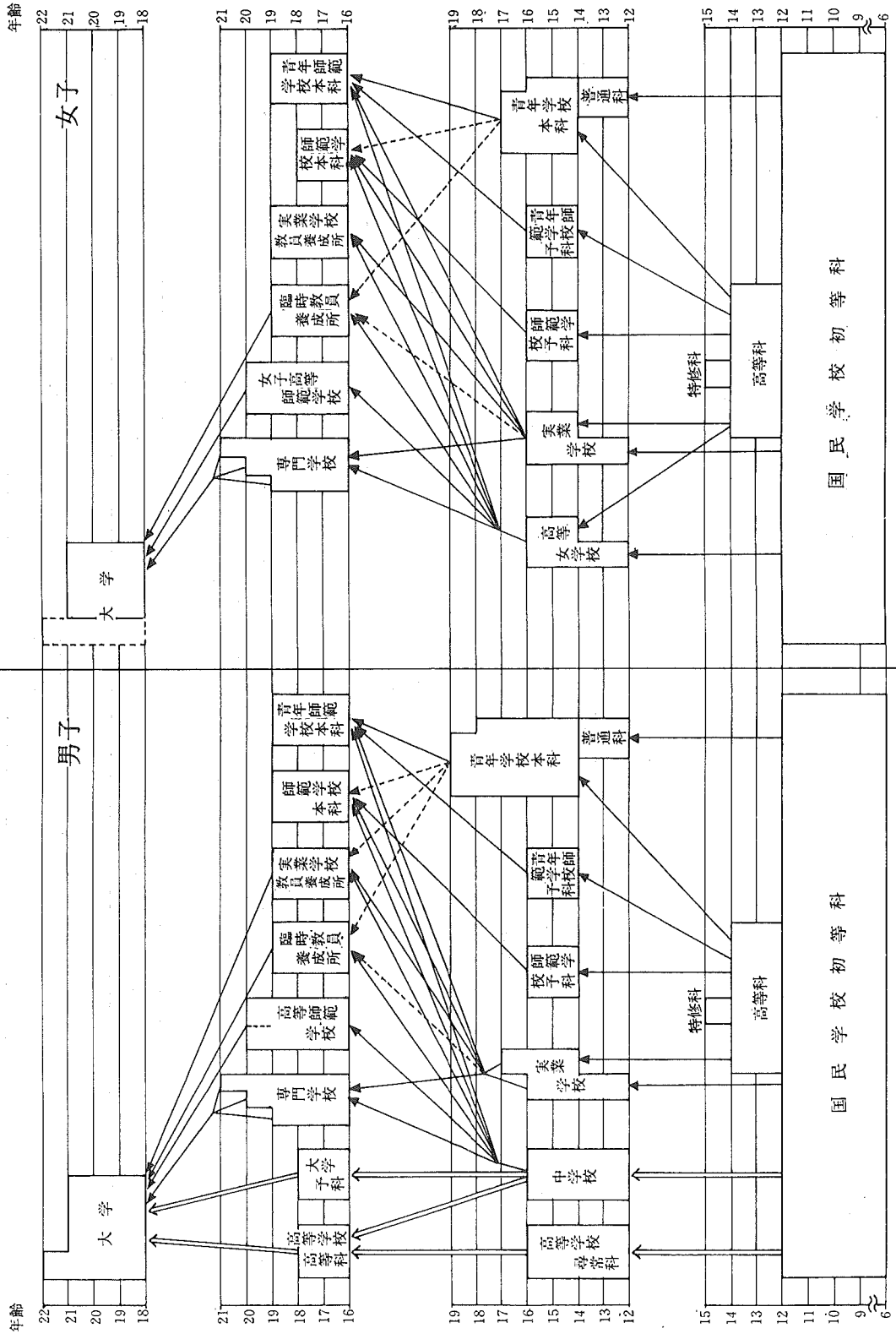
年齢



経路図3 (1919年～)



経路図 5 (1943年～)



経路図6 (1946年～)

